

---

令和 4 年 度  
(2022 年度)  
事 業 概 要

---

八王子市 市民活動推進部男女共同参画課

## I 組織

1. 組織…………… P. 2
2. 職員定数（男女共同参画課）…………… P. 2

## II 男女共同参画センター

1. 設置目的…………… P. 2
2. 事業…………… P. 2
3. 名称…………… P. 2
4. 所在地等…………… P. 2
5. 施設概要…………… P. 3
6. 開設年月日…………… P. 4
7. 開館時間及び休館日…………… P. 4
8. 男女共同参画センター 開催講座・講演会等…………… P. 5
9. 相談事業…………… P. 6
10. ほっとタイムサービス…………… P. 7
11. 企画・集会スペース 利用状況…………… P. 7

## III 男女共同参画施策事業

1. （仮称）八王子市男女共同参画推進条例の制定に向けての取組…………… P. 8
2. 八王子市男女共同参画施策推進会議…………… P. 10
3. 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議…………… P. 11
4. 附属機関等の委員等への女性の参画状況…………… P. 11
5. 男女共同参画情報紙「ぱれっと」第43号の発行…………… P. 11
6. 男女共同参画週間イベント…………… P. 12
7. ドメスティック・バイオレンス被害者支援…………… P. 13
8. 女性に対する暴力をなくす運動期間イベント…………… P. 14
9. 市民意識・実態調査…………… P. 14

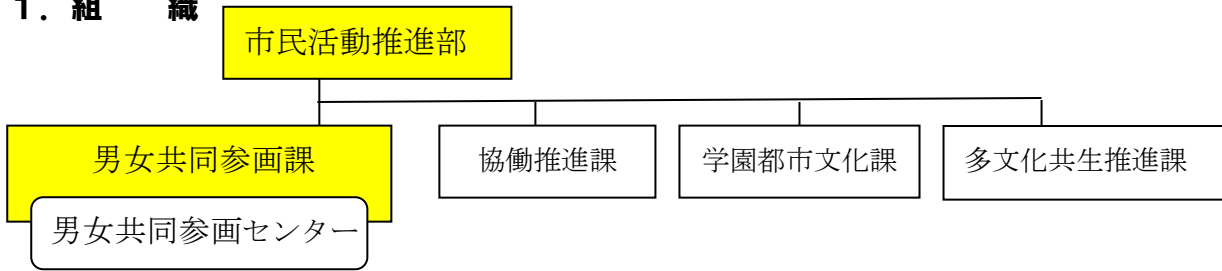
## IV 令和4年度（2022年度）予算・決算…………… P. 15

### <参考資料>

- ・ （仮称）八王子市男女共同参画推進条例制定検討会設置要綱
- ・ 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱
- ・ 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱
- ・ 八王子市附属機関等への女性の参画促進要綱

# I 組織

## 1. 組織



## 2. 職員定数（男女共同参画課）

【令和5年(2023年)3月31日現在】

職 員	人 数	職 種
一 般 職 員	課 長	1
	主 査	2 事務職 2
	主 任	4 事務職 4
会計年度任用職員	専 門 職	5 相談員 4 保育士 1
合 計	1 2	

# II 男女共同参画センター

## 1. 設置目的

男女が互いに人権を尊重しあい、持っている力を発揮し、一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成を進める中で、男女それぞれが個性と能力を発揮できる社会の実現を目指す拠点とする。

## 2. 事業

男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、提供に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する意識啓発に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する学習の機会及び自主的な活動の場を提供すること。  
男女共同参画社会の形成に関する市民の交流及び支援に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する調査研究に関すること。  
男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。

## 3. 名称

八王子市男女共同参画センター

## 4. 所在地等

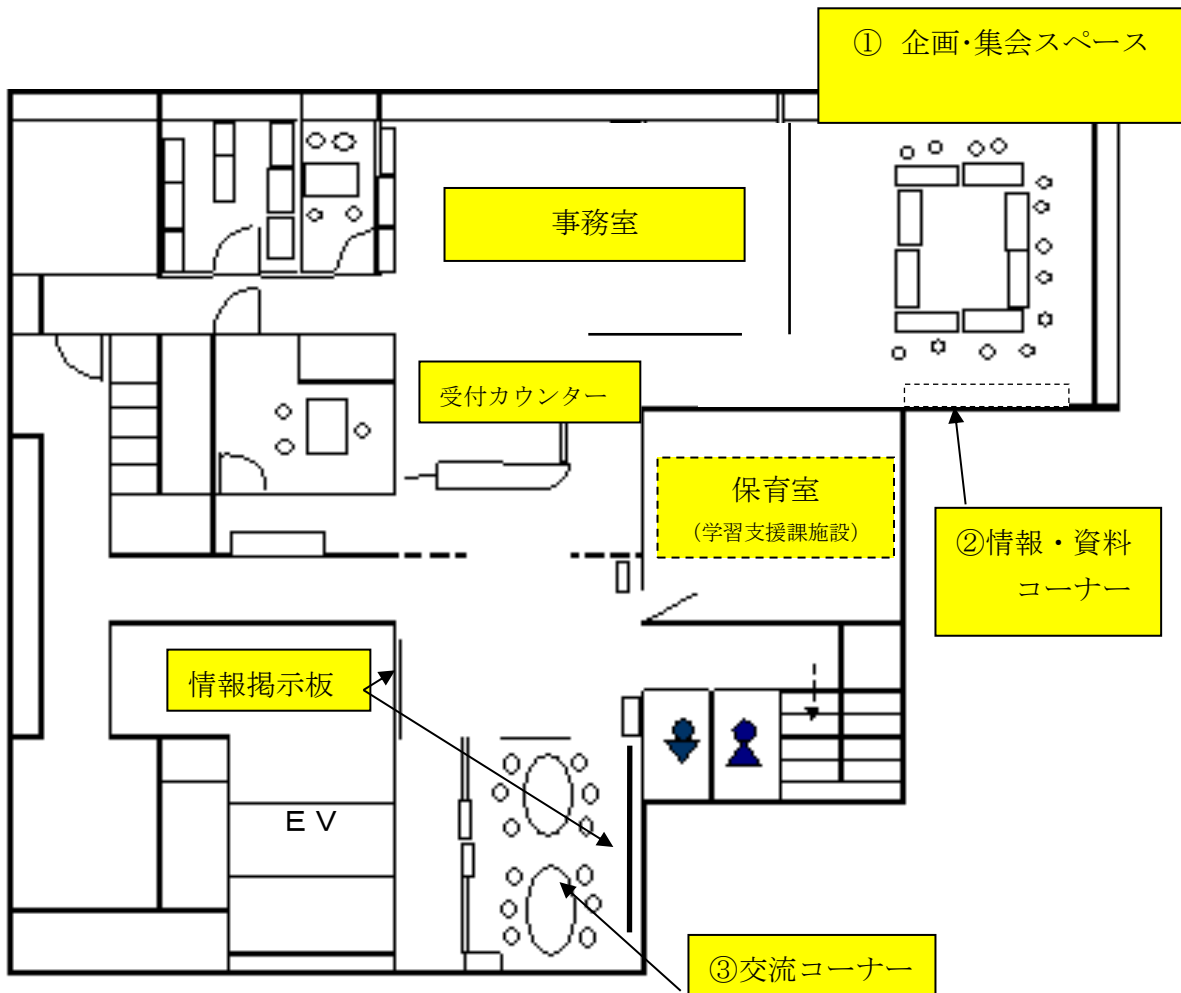
〒192-0082  
八王子市東町5-6 クリエイトホール8階  
TEL：042-648-2230  
FAX：042-644-3910  
〈相談専用電話〉042-648-2234  
〈LGBT 相談専用電話〉042-648-2238

## 5. 施設概要

(1) 専用面積 132.43㎡

(2) 施設内容

- ① 企画・集会スペース・・・男女共同参画に関する活動をしている登録団体・グループの話し合いなどのスペースとして利用できる。  
(要予約)
- ② 情報・資料コーナー・・・男女共同参画に関する図書など、行政資料を備えている。
- ③ 交流コーナー・・・・・・・・市民が打ち合せや情報交換などに利用できる場所。そのほか、情報掲示板、各種資料配架、登録団体・グループ用のロッカーがある。



## 6. 開設年月日

平成15年（2003年）12月13日

## 7. 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間      月～土曜日                      9：00 ～ 19：00  
                            日曜日、祝・休日                      9：00 ～ 17：00
- (2) 休館日      原則 毎月第1火曜日  
                            年末年始（12月29日～1月3日）

## 8. 男女共同参画センター 開催講座・講演会等

	講座名	開催日	回数	会場	参加者
<b>【意識・参画】</b>					
1	男女共同参画週間映画会「SING/シング」	7月2日	1	クリエイトホール	60人
2	出前講座「男女共同参画入門」	9月30日	1	クリエイトホール	37人
3	出前講座「男女共同参画入門」	2月15日	1	市役所本庁舎	14人
<b>【人権尊重・暴力のない社会】</b>					
4	LGBT講演会 「ゲイをカミングアウトした先生から伝える、身近な人のために できること」	12月10日	1	クリエイトホール	15人
5	思春期の男の子のココロとカラダのはなし	2月18日	1	クリエイトホール	16人
<b>【仕事と生活の調和】</b>					
6	【ハローワーク八王子主催】 パートタイムセミナー（第1回）	5月18日	1	クリエイトホール	33人
7	【公益財団法人 東京しごと財団主催】 女性再就職準備セミナー&個別相談会 働きたいママのための「はじめの一步」セミナー	5月27日	1	クリエイトホール	17人
8	【東京都労働相談情報センター八王子主催】 男女雇用平等セミナー 「企業に求められるLGBTへの配慮と対応～正しく理解して、働き やすい環境を整える～」	6月22日 6月29日	2	労政会館	40人
9	【ハローワーク八王子主催】 パートタイムセミナー（第2回）	10月19日	1	クリエイトホール	30人
10	【ハローワーク八王子主催】 パートタイムセミナー（第3回）	12月14日	1	クリエイトホール	29人
11	【ハローワーク八王子主催】 八王子・日野しごとと子育て両立支援就職面接会	2月15日	1	クリエイトホール	10人
<b>【条例制定記念講演会】</b>					
12	「男女共同参画推進条例」制定記念講演会「一人ひとりが主役～ 男女が共に活躍する社会～」	2月25日	1	学園都市センター	116人
合 計			13		417人

## 9. 相談事業

### (1) 女性相談

相談は、①～③は面接及び電話相談。④は電話相談。

相談員は全て女性。

- |   |  |
|---|--|
| ① 女性のための相談<br>毎週木曜日                                 | 〔家事事件に詳しい専門相談員が対応〕<br>午後1時～4時<br>(祝・休日、年末年始を除く)                  |
| ② 女性のためのカウンセリング<br>毎週水・土曜日<br>毎月第2・第3金曜日<br>毎月第4月曜日 | 〔心理カウンセラーが対応〕<br>午前9時～正午<br>午後4時～7時<br>午後1時～4時<br>(祝・休日、年末年始を除く) |
| ③ 女性のための弁護士相談<br>毎月第4土曜日                            | 〔弁護士が対応〕<br>午後2時～5時  |
| ④ 女性のための総合相談<br>月～土曜日<br>日曜日、祝・休日、休館日               | 〔男女共同参画センター相談員が対応〕<br>午前9時～午後7時<br>午前9時～午後5時<br>(年末年始を除く)        |

実施状況

(単位：件)

区 分	相談内容の内訳(主訴)										計	うち DV
	人生	家族	夫婦	虐待	男女	対人	ストーカー	セクハラ	健康	住基支援		
女性のための相談		2	97						2		101	37
女性のためのカウンセリング	70	77	93		2	15	2		21		280	61
女性のための弁護士相談		3	26								29	8
女性のための総合相談	387	393	558	2	62	430	4	9	307	13	2,165	270
計	457	475	774	2	64	445	6	9	330	13	2,575	376

### (2) LGBT電話相談

相談は、性的指向・性自認等に詳しい専門相談員が対応

奇数月の第4水曜日

午後3時30分～午後6時30分

実施状況

(単位：件)

5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
4	1	3	1	4	2	15

## 10. ほっとタイムサービス

- (1) 概要・・・クリエイトホール内の生涯学習センター、生涯学習センター図書館、消費生活センター、男女共同参画センターを利用して学習活動をされる方、また八王子しごと情報館で求職活動をされる方のための無料の託児サービス。利用者は事前に登録の上、利用日2日前までに電話または窓口で予約する。
- (2) 実施日・・・毎週日・月・火・水・金・土曜日の午前9時～12時  
毎週木曜日の午後1時～5時
- (3) 託児対象・・・満1歳～6歳（未就学児）
- (4) 実施状況・・・実施回数 125回
- (5) 利用者数・・・147人（延利用人数） 147人（延託児人数）

### 《施設別利用者数》

(単位：人)

図書館	生涯学習センター	消費生活センター	男女共同参画センター			
			センター事業	企画・集会スペース	相談	しごと情報館
109	3	0	11	0	17	7

### 《年齢別託児数》

(単位：人)

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
37	69	39	2	0	0

## 11. 企画・集会スペース 利用状況

利用内容	延利用団体数	延利用人数
男女共同参画センター登録団体・グループ等活動	17	83



### Ⅲ 男女共同参画施策事業

#### 1. (仮称)八王子市男女共同参画推進条例の制定に向けての取組

##### (1) パブリックコメント

- ・実施期間 令和4年(2022年)4月15日～5月15日
- ・受理件数 84件(個人82件 団体2件)
- ・意見総数 330件
- ・公表 令和4年(2022年)11月22日
- ・広報はちおうじへの掲載  
令和4年(2022年)4月15日特集号  
男女共同参画情報誌 ぱれっと第43号  
(仮称)男女共同参画社会の実現を目指す条例 条例素案のパブリックコメントを実施

##### (2) (仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会

###### ① 目的

本市の男女共同参画社会を実現するため、「(仮称)八王子市男女共同参画推進条例」の制定にあたり、参加者から幅広く意見又は助言を求めることを目的とする。

(令和3年(2021年)4月設置)

###### ② 令和3・4年度(2021・2022年度)開催経過(オンライン会議)

回数	年月日	議題
第1回	令和3年 5月28日 (金)	(1) 検討内容及び条例制定のスケジュールについて (2) 条例制定に向けて (3) 他自治体の条例について
第2回	令和3年 7月15日 (木)	(1) 検討会スケジュール日程変更について (2) 男女共同参画を推進するための条例とは (3) アンケート等の結果報告
第3回	令和3年 11月12日 (金)	(1) 事業者アンケート再調査の結果について (2) (仮称)八王子市男女共同参画推進条例に盛り込む内容について
第4回	令和3年 12月13日 (月)	(仮称)八王子市男女共同参画推進条例に盛り込む内容について
第5回	令和4年 2月16日 (水)	(仮称)八王子市男女共同参画推進条例の素案(案)について
第6回	令和4年 5月25日 (水)	(仮称)八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例の素案及びパブリックコメントで寄せられた意見について

③ 参加者名簿 (五十音順・敬称略・◎座長・○副座長)

氏名	分野	選出又は肩書
青木 耕平	各関係機関・団体から推薦された者	八王子青年会議所
石川 茂子	公募市民	公募市民
伊藤 セツ	公募市民	公募市民
◎江原 由美子	学識経験者	東京都立大学 名誉教授
北見 みゆき	各関係機関・団体から推薦された者	八王子冒険遊び場の会
島崎 誠	各関係機関・団体から推薦された者	八王子市民生委員児童委員協議会
清水 弘美	各関係機関・団体から推薦された者	八王子市公立小学校長会
野崎 忠行	各関係機関・団体から推薦された者	八王子市町会自治会連合会
福澤 武文	人権擁護委員	人権擁護委員
細江 祐子	各関係機関・団体から推薦された者	八王子商工会議所
望月 博	各関係機関・団体から推薦された者	東京都労働相談情報センター八王子事務所長
○八木橋 宏勇	学識経験者	杏林大学 准教授

(3) 公布

八王子市男女共同参画条例

令和4年(2022年)12月16日 八王子市条例第53号

(施行は令和5年(2023年)4月1日)

(4) 条例制定記念講演会

「一人ひとりが主役～男女が共に活躍する社会～」

講師：菊間 千乃(弁護士、元フジテレビアナウンサー)

日程：令和5年(2023年)2月25日(土)

場所：八王子市学園都市センター

(5) 条例周知リーフレット

「みんなの力で進める男女共同参画～八王子市男女共同参画推進条例を施行しました～」

部数：1,000部

## 2. 八王子市男女共同参画施策推進会議

### (1) 目的

八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図る。

(平成16年(2004年)9月設置)

### (2) 令和4年度(2022年度)開催経過

回数	年月日	議 題
第1回	令和4年 7月28日 (木)	(1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版」の 評価について (2) その他
第2回	令和4年 8月25日 (木)	(1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版」の 評価について (2) その他

### (3) 参加者名簿 (五十音順・敬称略・◎座長)

氏 名	分 野	選出又は肩書
池田 勇介	公募市民	公募市民
沖倉 勉	地域	八王子市町会自治会連合会
源田 佐知子	教育	八王子市公立小学校長会
坂本 悠里子	公募市民	公募市民
清水 栄	事業者	八王子商工会議所
中川 瑞代	弁護士	東京三弁護士会多摩支部
福澤 武文	人権擁護委員	人権擁護委員
望月 博	労政	東京都労働相談情報センター八王子事務所長
◎八木橋 宏勇	学識経験者	杏林大学 准教授

### 3. 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議

(1) 目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の防止及びDV被害者の早期発見と保護に関して関係機関との情報共有を図る。（平成16年(2004年)7月設置）

(2) 令和4年度（2022年度）開催経過

① 連絡会議

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

② 関係機関担当者会

回数	内容
第1回 (書面会議)	各所管の支援実績及び、令和5年（2023年）4月1日から施行する男女共同参画推進条例等の情報、他機関への情報提供を希望する資料等を提供し、情報共有を図った。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面会議とした。

### 4. 附属機関等の委員等への女性の参画状況

附属機関等総数：117件（うち、女性を含む数94件）

【令和5年(2023年)3月31日現在】

委員等総数	うち、女性数	参画率	前年度実績	対前年度比
1,788人	608人	34.0%	34.5%	0.5ポイント減

### 5. 男女共同参画情報紙「ぱれっと」第43号の発行

(1) 発行年月日 令和4年(2022年)4月15日

(2) 内容

(仮称) 男女共同参画社会の実現を目指す条例 条例素案のパブリックコメントを実施

- ・ 条例素案 策定までの経緯
- ・ 男女共同参画について皆さんに聞きました!!
- ・ 条例素案の概要
- ・ パブリックコメント 募集期間、応募方法

(3) 発行部数 286,225部

(4) 配布 広報はちおうじ4月15日号への折込による各戸配布

## 6. 男女共同参画週間（6月23日～29日）イベント

### （1）映画会

「SING/シング」

日 程：令和4年(2022年)7月2日（土）

場 所：クリエイトホール

### （2）セミナー

「令和4年度（2022年度） 男女雇用平等セミナー」

日 程：令和4年（2022年）6月22日（水）、29日（水）

場 所：東京都八王子労政会館

### （3）パネル展示

期 間：令和4年(2022年)6月23日～6月29日

場 所：八王子駅南口総合事務所 多目的スペース（西側）

- ・「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」の内容、取組を紹介
- ・「男女共同参画週間」内閣府作成ポスター 外

### （4）周知記事等掲載

- ① 「男女共同参画週間」内閣府作成ポスター掲示 八王子駅北口地下自由通路  
令和4年(2022年)6月1日～6月30日
- ② 「男女共同参画週間」内閣府作成ポスター掲示 はちバス（1台）  
令和4年(2022年)6月1日～6月30日
- ③ 「男女共同参画」について広く理解を深める記事及び内閣府作成ポスター掲  
示 JR 八王子駅前河川情報表示板  
令和4年(2022年)6月17日～6月29日
- ④ 広報はちおうじ 6月15日号に掲載

### （5）図書展示

「男女共同参画」をテーマに図書の展示・貸出

令和4年(2022年)6月8日～7月4日 生涯学習センター図書館

令和4年(2022年)6月1日～6月30日 川口図書館 展示コーナー

## 7. ドメスティック・バイオレンス被害者支援

### (1) DV関連講座

	講座名	開催日	回数	会場	参加者
1	出前講座「暴力を許さない社会を目指して～知ってほしいDV・デートDVのお話～」	6月16日	1	創価大学	337人
2	出前講座「暴力を許さない社会を目指して～知ってほしいDV・デートDVのお話～」	10月17日	1	八王子市立看護専門学校	35人
3	出前講座「暴力を許さない社会を目指して～知ってほしいDV・デートDVのお話～」	2月19日	1	学園都市センター	30人
合 計			3		402人

### (2) デートDV予防啓発講座

	講座名	開催日	回数	会場	参加者
1	デートDV防止啓発講座	4月12日	1	聖パウロ学園高等学校	80人
2	デートDV防止啓発講座	7月11日	2	帝京八王子中学・高等学校	132人
3	デートDV防止啓発講座	7月19日	1	東京純心女子高等学校	55人
4	デートDV防止啓発講座	12月20日	1	東京都立松が谷高等学校	284人
5	デートDV防止啓発講座	3月14日	1	東京都立翔陽高等学校	240人
6	はちおうじ出前講座 「暴力を許さない社会を目指して～知ってほしいデートDVのお話」	3月15日	1	東京都立桑志高等学校	390人
合 計			7		1181人

## 8. 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）イベント

### （1）パネル展示

期間：令和4年（2022年）11月12日～11月25日

場所：八王子駅南口総合事務所 多目的スペース（東側）

- ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
- ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」内閣府作成ポスター 外

### （2）周知記事等掲載

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」内閣府作成ポスター掲示 八王子駅北口地下自由通路

令和4年（2022年）11月1日～11月30日

- ② 「女性に対する暴力をなくす運動期間」内閣府作成ポスター掲示 はちバス（2台）

令和4年（2022年）11月1日～11月30日

- ③ 「女性に対する暴力をなくす運動」について広く理解を深める記事及び内閣府作成ポスター掲示 JR八王子駅前河川情報表示板

令和4年（2022年）11月11日～11月24日

- ④ 市公式SNS等で「性犯罪・性暴力被害の相談」の周知記事を掲載

令和4年（2022年）11月1日～11月30日

- ⑤ 外国人向け情報紙「Ginkgo」での情報提供 令和4年11月号

- ⑥ 広報はちおうじ11月1日号に掲載

### （3）図書展示

「女性に対する暴力をなくす運動」をテーマに図書の展示、貸出

令和4年（2022年）11月2日～12月5日 生涯学習センター図書館

## 9. 市民意識・実態調査

### （1）目的

市民の男女共同参画に関する意識・実態等を統計的手法によって把握・分析し、男女共同参画行動計画の改定にあたっての基礎資料を得るとともに、今後の男女共同参画施策に反映することを目的とする。

### （2）調査の概要

調査地域：八王子市内全域

調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した市内在住の18歳以上の男女3,000人

調査期間：令和5年（2023年）1月13日～2月6日

有効回収数：991票（回収率33.0%）

#### IV 令和4年度(2022年度)予算・決算

(単位：円)

事業名	当初予算額	流用増減	予算現額	決算額
男女共同参画センターの運営	25,724,000	▲59,000	25,665,000	20,184,499
(仮称) 男女共同参画推進条例の制定	832,000	294,000	1,126,000	758,968
男女共同参画センター講座開催	534,000	0	534,000	212,150
女性のための相談開催	2,420,000	0	2,420,000	2,330,000
男女共同参画の啓発 ぱれっと作成	1,019,000	0	1,019,000	814,533
男女共同参画の推進 DV被害者支援	369,000	▲15,000	354,000	127,300
男女共同参画の推進 デートDV防止の啓発	414,000	▲220,000	194,000	173,120
計	31,312,000	0	31,312,000	24,600,570



# 參考資料

## (仮称) 八王子市男女共同参画推進条例制定検討会設置要綱

### (検討会の目的)

第1条 本市の男女共同参画社会を実現するため、「(仮称) 八王子市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)の制定にあたり、参加者から幅広く意見又は助言を求めることを目的とする。

### (意見または助言を求める事項)

第2条 検討会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### (検討会の構成)

第3条 検討会の参加者は次に掲げる者をもって構成する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 学識経験者            | 2名 |
| (2) 各関係機関・団体から推薦された者 | 7名 |
| (3) 人権擁護委員           | 1名 |
| (4) 公募による市民          | 3名 |

### (座長及び副座長)

第4条 検討会に、検討会を進行する座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、検討会参加者の互選により選任する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

### (意見聴取等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月30日をもって、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

## 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、八王子市男女共同参画施策推進会議（以下「会議」という。）を開催することに必要事項を定めるものとする。

### (意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### (参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者7名、及び公募等による市民2名、合計9名をもって構成する。

### (会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

### (座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

### (意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

# 八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱

(平成 16 年 7 月 1 日施行)

## (趣旨)

第 1 条 ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）を防止し、その被害者（法第 1 条第 2 項に規定する被害者をいう。以下同じ。）を保護するため、関係機関が協力し、市民の生命又は身体の安全の確保及び、安定した生活を守ることを目的として八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス被害者及びその家族の生命又は身体の安全の確保及び安定した生活を支援するために必要な関係機関の連絡調整
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

## (参加者)

第 3 条 連絡会議の参加者は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

## (参加者の参加期間)

第 4 条 参加者に参加を依頼する期間は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

## (意見聴取等)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

## (関係機関担当者会)

第 6 条 連絡会議に八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会（以下「関係機関担当者会」という。）を置く。

2 関係機関担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市内におけるドメスティック・バイオレンスの現状把握
- (2) 関係機関相互の情報の共有化と意見交換

3 関係機関担当者会の組織は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

## (事務局)

第 7 条 連絡会議及び関係機関担当者会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課とする。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附則

この要綱は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 21 年 4 月 20 日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

## 附則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年8月1日から施行する。

別表 1

八王子市ドメスティック・バイオレンス  
被害者支援連絡会議参加者

所属・勤務先及び役職
警視庁 八王子警察署 生活安全課長
警視庁 高尾警察署 生活安全課長
警視庁 南大沢警察署 生活安全課長
東京法務局 八王子支局 総務課長
東京都 女性相談センター 多摩支所長
八王子市私立幼稚園協会を代表する者
八王子市私立保育園協会を代表する者
八王子市公立小学校長会を代表する者
八王子市公立中学校長会を代表する者
弁護士
八王子市医師会を代表する者
八王子市医師会（救急医療機関）を代表する者
八王子市 民生委員・児童委員
学識経験者
民間団体を代表する者
市民活動推進部 男女共同参画課長
市民部 市民課長
福祉部 生活自立支援課長
健康医療部 大横保健福祉センター館長
健康医療部 東浅川保健福祉センター館長
健康医療部 南大沢保健福祉センター館長
健康医療部 保健対策課長
子ども家庭部 子育て支援課長
子ども家庭部 子ども家庭支援センター館長

別表 2

八王子市ドメスティック・バイオレンス  
被害者支援関係機関担当者会組織

所属・勤務先
警視庁八王子警察署生活安全課
警視庁高尾警察署生活安全課
警視庁南大沢警察署生活安全課
東京法務局八王子支局総務課
東京都八王子児童相談所
東京都女性相談センター多摩支所
母子生活支援施設リフレこのえ
市民活動推進部 多文化共生推進課
市民活動推進部 男女共同参画課
市民部 市民生活課
市民部 市民課
福祉部 高齢者福祉課
福祉部 障害者福祉課
福祉部 生活自立支援課
健康医療部 保険年金課
健康医療部 大横保健福祉センター
健康医療部 東浅川保健福祉センター
健康医療部 南大沢保健福祉センター
健康医療部 保健対策課
子ども家庭部 子育て支援課
子ども家庭部 子ども家庭支援センター
まちなみ整備部 住宅政策課
学校教育部 教育指導課

# 八王子市附属機関等への女性の参画促進要綱

平成 13 年 5 月 1 日施行

## (目的)

第 1 条 この要綱は、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」（以下「計画」という。）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、八王子市が設置する附属機関等の委員及び参加者（以下「委員等」という。）への女性の参画を積極的に促進することを目的とする。

## (対象)

第 2 条 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

### (1) 附属機関

地方自治法第 138 条の 4 の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

### (2) 懇談会等

各所管課が所掌する施策等に資することを目的に、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見聴取又は意見交換の場として要綱、規約等により本市が開催する会合をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- ① 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- ② イベント等の実施を目的に組織するもの
- ③ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- ④ その他、本要綱の対象として適当でないもの

## (目標)

第 3 条 附属機関等の委員等に占める女性の割合については、平成35年度までに50パーセントとすることを目標とする。

## (計画の推進)

第 4 条 附属機関等の事務局を所管する部等の長（以下「所管部長等」という。）は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 女性を必ず選任する。
- (2) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を要請する。
- (3) 女性が参加しやすくなるよう、開催日時・場所への配慮、託児サービスの実施などに努める。
- (4) その他、附属機関等に女性の参画を促進するために必要な方法の検討を行う。

## (事前協議)

第 5 条 所管部長等は、その所管に属する附属機関等の委員等の選任に当たっては、第 3 条に掲げる目標を達成するため、委員等が確定する前に、この要綱に定める「附属機関等の委員等の選任に関する協議書」（様式第 1 号）に基づき、市民活動推進部長と事前協議を行うものとする。

2 市民活動推進部長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該所管部長等に通知するものとする。



(女性の参画推進計画の作成)

第6条 附属機関等の事務局の所管部長等は、女性の割合が50パーセントに達しない場合、この要綱に定める「附属機関等への女性の参画促進計画書」(様式第2号)を作成し、市民活動推進部長に提出するものとする。

(情報の収集と提供)

第7条 男女共同参画課長は、附属機関等の委員等への女性候補者に関する人材情報を収集し、附属機関等の事務局を所管する課等の長(以下「所管課長等」という。)への情報提供に努めるものとする。

(報告)

第8条 所管課長等は、毎年4月30日までに、前年度の附属機関等の委員等に占める女性の状況を調べ、男女共同参画課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 八王子市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、ここに八王子市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. わたくしたちは、男女がお互いに尊重し合えるまちをつくり  
ます。
1. わたくしたちは、あらゆる分野に男女が平等に参画できるま  
ちをつくります。
1. わたくしたちは、家庭・地域・職場で男女がともに責任をに  
ない、いきいきと働けるまちをつくります。
1. わたくしたちは、男女がともに健康で安心して生活できるま  
ちをつくります。

平成11年12月6日

八王子市

あなたのみちを、 **八王子**  
あるけるまち。

〔発行〕八王子市 市民活動推進部 男女共同参画課  
(八王子市男女共同参画センター)

令和5年(2023年)9月

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話：042-648-2230

FAX：042-644-3910